

厚生労働省
岐阜労働局発表
平成23年 8月 8日

岐阜労働局 職業安定部職業対策課
課長 奥洞悦雄
地方雇用開発担当官 西尾方宏
電話 058-263-5650

《被災者に職業訓練を行う場合の訓練費を助成します！》

東日本大震災による被災地の復旧・復興のため、中小企業事業主が①以前雇用していた労働者を再雇用し、以前とは異なる職種や職場環境で就業させる場合、又は②被災離職者（平成23年5月1日以前に雇い入れた者に限る）又は平成24年3月以降卒業予定の新規学卒者を、雇い入れた場合において、職業訓練（Off-JTのみ、又はOff-JTとOJT組み合わせた職業訓練）を実施した場合は業種を問わず訓練費を助成することとし、平成23年7月26日付けで、「成長分野等人材育成支援事業」が拡充されました（別添参照）。

【新たに盛り込まれた内容】

- ・ 東日本大震災による被災者を新規雇用・再雇用した中小企業事業主が、その労働者に職業訓練を行う場合は、業種を問わず訓練費を助成します。

この場合、通常の業務を離れて訓練を行う Off-JT のほか、労働者に仕事をさせながら訓練を行う OJT も助成対象になります（OJT のみは助成対象となりません）。

- 厚生労働省では、平成23年7月25日に「成長分野等人材育成支援事業」の拡充について、別添のとおり記者発表を行いました。
- 岐阜労働局及びハローワークでは、本拡充について、事業主の皆様へ積極的に周知します。

★詳細は、岐阜労働局又は最寄りのハローワークへお問い合わせください。

※ 成長分野等人材育成支援事業（平成23年度末までの暫定措置です。）

健康、環境分野及び関連するものづくり分野において、期間の定めのない従業員を雇い入れ、又は他の分野から配置転換し、Off-JT（通常の業務を離れて行う職業訓練）を実施した事業主に対して、訓練費用の助成を行う制度。

被災者を新規雇用・再雇用した中小企業事業主以外については、Off-JTのみ助成対象となります。